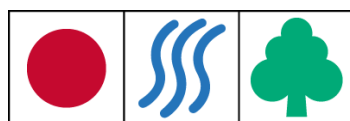


継続団体用

公益社団法人日本キャンプ協会公認キャンプインストラクター養成

課程認定団体マニュアル

2019年度版



NCAJ

National Camping Association of Japan

公益社団法人日本キャンプ協会

もくじ

<キャンプインストラクター養成に関する諸手続きについて>

1. 事務手続きの流れ.....	2
2. 課程認定団体の年度更新手続き.....	2
3. 養成プログラムの実施から登録申請手続きまで.....	3
4. キャンプインストラクター資格取得後について.....	7

<様式・諸規程>

(様式1) 課程認定団体申請書.....	9
(様式2) 養成カリキュラム実施計画書.....	10
(様式3) 課程認定内容変更申請書.....	11
(様式4) 登録用紙・認定証・試験問題 請求用紙.....	12
(様式5) キャンプインストラクター養成実施報告書.....	13
(様式6) 登録諸経費内訳書.....	14
(様式7) 2018年度養成実施計画書.....	15
(様式8) テキスト「キャンプ指導者入門」注文用紙.....	16
(様式9) 公益社団法人日本キャンプ協会 入会申込書.....	17
公益社団法人日本キャンプ協会 公認指導者養成課程認定団体のための審査基準.....	18
公益社団法人日本キャンプ協会 指導者資格認定規程.....	19
公益社団法人日本キャンプ協会 会員規程.....	21

1. 事務手続きの流れ

年度当初 ※詳細は下部

課程認定団体としての更新手続き

- ◆「団体会費」の納入（「団体会費」の請求は毎年4月下旬頃を予定しています。）
- ◆「養成実施計画書」の提出（様式7）15ページ
- ◆「課程認定内容変更申請書」の提出（様式3）11ページ

講義・実習の実施前（2週間前） ※詳細は3～4ページ

- ◆登録用紙と認定証、試験問題の請求（様式4）12ページ
- ◆テキスト『キャンプ指導者入門』の注文（様式8）16ページ

講義・実習の実施後 ※詳細は4～6ページ

- ◆登録用紙の回収と確認（4～5ページ）
- ◆資格登録諸経費のとりまとめ
- ◆キャンプインストラクター認定証の授与（5～6ページ）

登録申請手続き（試験終了後、3週間以内）

- ◆養成実施報告書類の提出（4ページ）

養成実施報告書類の提出後

- ◆受付完了FAXの送信
- ◆会員証等の個人宛て発送
 - ・会報CAMPINGは、登録完了後、直近の号から送付いたします。
 - ・受付完了後、1ヶ月を経過しても会員証等が届かない場合は、お問い合わせください。
 - ・次年度扱い（6ページ）の場合は、4月上旬に発送いたします。

2. 課程認定団体の年度更新手続きについて

（1）「団体会費」の納入

「団体会費」の請求書は、4月下旬に発送いたします。

（2）「養成実施計画書」の提出

養成カリキュラムの実施予定、担当講師の確認のため、「養成実施計画書」（様式7）15ページにご記入のうえ、5月末日までにFAX、郵送、電子メール等で提出ください。

（3）登録内容の変更

「養成カリキュラムの変更」「担当講師の変更」「団体名称・所在地の変更」等が生じた場合には、「課程認定内容変更申請書」（様式3）11ページをご提出ください。指導者認定委員会で審査いたします。

事務担当者の変更については、「養成実施計画書」への記入のみで結構です。



担当講師は、指導者資格の更新をされていますか？

公認指導者の資格更新は毎年2月から3月に行われています。登録されている担当講師がキャンプディレクター1級の資格更新をしているかどうか、ご確認ください。

養成担当講師向けの研修会について

本協会の指導者養成に関する情報を紹介する研修会を開催します。

2019年度はテキスト改訂のポイントを説明します。

日時：2019年5月25日（土） 13：30～16：00（時間予定）

会場：国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）

（4）課程認定団体の取り消し

課程認定団体が、認定されていない講師や、カリキュラムと著しく異なる内容で講義・実習を実施し、虚偽の養成実施報告をした場合、審査会は課程認定を取り消すことがあります。

（5）課程認定団体の辞退

課程認定団体が、キャンプインストラクター養成を中止する場合には、本協会事務局へご連絡ください。

- ・いったん、課程認定団体を辞退した後、キャンプインストラクター養成を再開する場合は、新規申請と同様の手続きが必要です。
- ・課程認定団体を辞退した後でも、団体会員としての登録をそのまま継続することができます。

3. 養成プログラムの実施から登録申請手続きまで

（1）養成プログラムの実施前

◆登録用紙と認定証、試験問題の請求

「登録用紙・認定証・試験問題 請求用紙」（様式4）12ページで、本協会へFAXにてご請求ください。

※試験問題①と②は、出題範囲は一緒ですが設問の対象部分が若干異なります。

※データを電子メール等で請求し、団体側で印刷して使用してもかまいません。

◆テキスト『キャンプ指導者入門』の注文

「テキスト『キャンプ指導者入門』注文用紙」（様式 8）16 ページで、本協会へ FAX にてご注文ください。※テキストは本協会直販です。

価 格	2,000 円（税別）
	※ 10 冊以上 49 冊以下購入の場合 → 10% 引き
	50 冊以上購入の場合 → 20% 引き

※ 2 週間前までにご注文ください。到着日や送付先を指定したい場合は付記してください。

※テキスト代金の請求書はテキストとは別に郵送いたします。請求書到着後、代金を下記の指定口座に振り込んでください（この口座はテキスト代金専用です）。

<振込先>

銀 行 名	三菱UFJ銀行 渋谷中央支店
口 座 名	普通預金 No.1085665
口 座 名 義	シヤ)ニホンキャンプキョウカイ

※この口座はテキスト代金専用です。登録費用の払込先は別の口座（下部参照）になります。

(2) 養成プログラムの実施後

◆養成実施報告書類の提出

下記の書類を、すべて整えて本協会にご送付ください。書類到着後、協会事務局にて確認し、事務担当者宛に FAX 等で受付完了の連絡をいたします。

※養成実施報告書類は、登録費用振り込み後にお送りください。

キャンプインストラクター養成実施報告書（様式 5）13 ページ

・「養成実施期間」は、理論編・実技編のカリキュラムのいずれかが開始された日から、試験が終了した日までを記入してください。

・「資格認定日」は、認定証に記載した日付（西暦年月日）と同じ日を記入してください。

※「次年度扱い」にする場合は、認定日の設定がありますので注意してください（6 ページ）。

<合格者名簿について>

・「合格者名簿」の番号は必ず通し番号にし、登録用紙の <※受講No.> 欄にも記入してください。

・下記の場合には合格者名簿に入れなくてください。

- a) 登録用紙がない場合 b) 登録諸経費が支払われていない場合

登録諸経費内訳書（様式 6）14 ページ

・本協会への納入金額は、@ 13,000 円×(人数分)です。

<振込先>

【郵便振替】

口 座 番 号	00190-3-34031
加 入 者 名	公益社団法人日本キャンプ協会

【銀行口座】

銀 行 名	三菱UFJ銀行 渋谷中央支店
口 座 名	普通預金 No.0030235
口 座 名 義	シヤ)ニホンキャンプキョウカイ

※この口座はテキスト代金の振り込み先とは異なります。

登録諸経費納入済のご利用明細書等控えコピー

- ・ご利用明細書等控えのコピーを（様式 6）14 ページに貼付し、原本は手許に保管してください。

キャンプインストラクター登録用紙 兼入会申込書（複写式）

- ・登録用紙は、「登録用紙・認定証・試験問題 請求用紙」（様式 4）12 ページでご請求ください。

◆記入方法について

- ・登録用紙（兼入会申込書）は、必ず、登録する本人がボールペン等で記入してください。
- ・登録都道府県協会は、本人が自由に選ぶことができます。

※次年度扱い（6 ページ参照）の場合、学生については、「現住所」欄に4月上旬に確実に郵送物が届く住所を記入するようご指導ください。

課程認定団体で書類のチェックをお願いします

- ・記入漏れ(生年月日、電話番号(携帯電話も可)など)がないか確認してください。
 - ・下記の各項目は課程認定団体で記入してください。
 - <※受講No> → 合格者名簿の通し番号を記入してください。
 - <※認定日> → 認定証に記載する認定日（西暦年月日）を記入してください。
 - ・受講No.（合格者名簿番号）順にそろえてください。
 - ・3 枚複写のうち、1～2 枚目をご送付ください。3 枚目は課程認定団体控えとなります。
- ※ご提出いただいた書類に不備がある場合は、登録手続きが保留となります。
スムーズな事務処理のために、申請書類の確認をよろしくお願いいたします。

実施カリキュラム資料（理論編・実技編）

- ・実施カリキュラムの内容確認のため、理論編・実技編それぞれの実施期日や担当講師、内容等が確認できる資料を添付してください（キャンプ実習時の参加者用しおりやキャンプ実習報告書など）。

お願い………学生（受講者）に対して下記の事項を、必ず事前に説明してください。

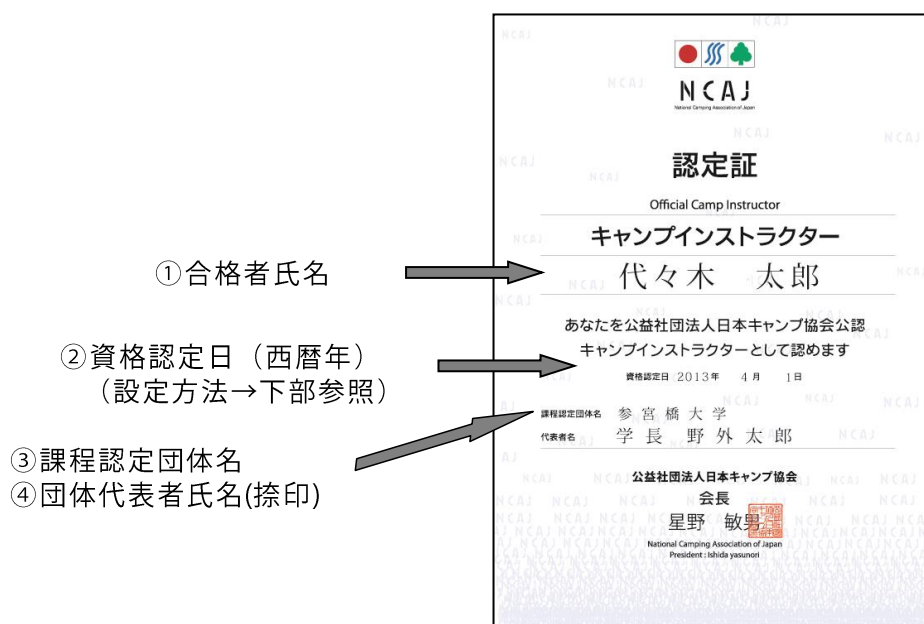
- ◎キャンプインストラクター資格の登録を完了すると、「本協会」と「希望する都道府県キャンプ協会」の両方に会員として登録されます。
- ◎資格は毎年更新です。資格を維持するためには、登録翌年度より年度会費など（登録する都道府県協会によって 6,000 円または 7,000 円）の納入が必要です。

◆キャンプインストラクター認定証の授与

キャンプインストラクター認定証は、課程認定団体において必要事項を記入(捺印)して、合格者に授与することができます。すべての講義・実習を受講し、試験に合格し、登録費用の払い込みを完了した者に対して認定証を授与してください。

- ・キャンプインストラクター認定証の用紙は、無料で配布いたします。
トラブルを防ぐため、必ず「登録用紙・認定証・試験問題 請求用紙」（様式 4）12 ページでご請求ください。
- ・この認定証のみでは資格を所有する証明とはなりません。
登録完了後に個人宛に送付される「会員証」(カード)と併せて有効となります。
- ・授与した認定証の再発行は原則としてできません。

課程認定団体においてキャンプインストラクター認定証に記載（捺印）する事項



(3) 認定日の設定と報告書類の提出について

キャンプインストラクター養成実施報告書類は、すべてのカリキュラムを修了した日から、3週間以内にご提出ください。なお、カリキュラムの修了時期および認定証の交付が、12月1日～2019年3月末日までに該当する場合は、「次年度扱い」としての取り扱いを行います。

【認定日について】

	通常期（当該年度扱い）	次年度扱い
受付期間	4月1日～12月14日 協会到着分まで	12月15日～2019年2月末日 協会到着分まで
資格認定日の設定	原則として試験終了日。 ただし、登録諸費用が納入済みの場合。 (4月～11月までに実施した場合はこちらに該当いたします。)	2020年4月1日 (12月～3月に実施および通年で実施の場合はこちらに該当いたします。)
登録諸費用の納入時期	実施報告書類の送付前まで	12月1日以降
会員証等の個人発送	書類受付が完了してから 約2～3週間前後に発送	4月上旬以降に発送*
資格・会員の有効期間	登録完了時～2020年3月末日 <年度内有効>	2020年4月1日～2021年3月末日 <次年度扱い>
会員サービスの開始	会員証到着時から	2020年4月1日から

* 3月以降に受領した書類は、4月より登録作業をはじめ、4月下旬以降の発送となります。ご了解いただくとともに、受講生にその旨をお伝えください。

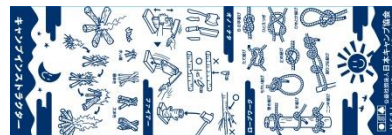
(4) 会員証等の個人宛発送

報告書類の受付完了FAXを送付した日から3週間後くらいまでに（次年度扱いの場合を除く）、本協会より各個人宛てに、下記のものを直接郵送いたします。転居先不明などの理由で郵送物が返送された場合は、帰省先住所へ転送します。

※郵便物が届かない場合は、課程認定団体へ照会することがあります。

◆個人宛て発送物の内容

1. しおり「公益社団法人日本キャンプ協会へようこそ」
(公益社団法人日本キャンプ協会定款を収録しています)



資格章（手ぬぐい）

2. キャンプインストラクター資格章（手ぬぐい）

3. (公社)日本キャンプ協会会員証・資格証（カード）
※当該年度有効のもの



会員証（カード）

4. 会報「CAMPING」
※登録処理完了後の直近の号から送付いたします。

4. キャンプインストラクター資格取得後について

(1) 上級資格（キャンプディレクター）を設けています

日本キャンプ協会では、キャンプインストラクターの上級資格として、キャンプディレクター2級、キャンプディレクター1級を設けています。（詳細は3ページ参照）

講習会は、全国で開催しておりますが、より多くの機会を提供するため、2015年度より課程認定団体でのキャンプディレクター2級の養成を実施いたします。

2011年度から施行される新しい学習指導要領には、長期自然体験活動の推進がうたわれています。また学校教育に限らず、青少年の健全育成や子育て支援、生涯学習、地域福祉・医療、防災教育、スポーツ選手のチームビルディングなど、キャンプ指導者の活躍の場はますます広がっています。

キャンプディレクターの養成は、こういった社会のニーズに応えられるキャンプ指導者の育成を目指すものであり、多くの人に取得を目指していただきたいと考えています。

※キャンプディレクター養成講習会の内容・日程等はWEBサイトでご案内します。

<http://www.camping.or.jp/directortraining.html>



(2) ビジョン2020「アウトリーチ -社会の隅々までキャンプを届けよう」事業への参加を促進しています

ビジョン2020「アウトリーチ -社会の隅々までキャンプを届けよう」事業について

日本キャンプ協会では 2020 年に向けて社会に果たしていききたい役割をビジョン 2020 と定め、その実現を目指しています。日本キャンプ協会や都道府県キャンプ協会、会員である団体や個人が、同じ方向を見て事業展開することで、社会に向けてキャンプの力（つながる力、たのしみ力、たちむかう力）をアピールできるよいきっかけとなることを期待します。

都道府県キャンプ協会、個人会員、団体会員には、「アウトリーチ -社会の隅々までキャンプを届けよう」の実現につながる事業・イベントを「ビジョン2020 推進事業届出」として、事前に届出いただき、実現を可視化していきます。一緒に社会の隅々までキャンプを届けませんか？ビジョン2020 推進事業申請お待ちしております。

ビジョン 2020 について：<http://www.camping.or.jp/vision2020>



ビジョン 2020 推進事業届出
申請 WEB フォーム

<https://form.run/@vision2020-shinsei>



ビジョン 2020 推進事業届出
報告 WEB フォーム

<https://form.run/@vision2020-houkoku>



事業チラシなどに使用できるロゴ3タイプ

※BUC (Brush up & Communication) 事業は 2019 年 8 月末をもって終了しました。

課程認定団体申請書

年 月 日

公益社団法人日本キャンプ協会
会 長 殿

申請団体名

団体所在地

印

公益社団法人日本キャンプ協会が定めた規程に従って講義・実習を行うこととし、下記の書類を添えて課程認定団体の申請を行います。

①養成カリキュラム実施計画書 (別添・様式2)

②養成担当講師名簿

資格番号	講座担当講師名
D1-	
D1-	
D1-	
D1-	
D1-	
D1-	
D1-	
D1-	
D1-	
D1-	

③事務担当責任者

氏名	電話
E-mail:	FAX

養成カリキュラム実施計画書

年 月 日

申請団体名 _____

1. 理論編 (10時間)

※使用テキスト 『キャンプ指導者入門』 発行：公益社団法人日本キャンプ協会

科目内容	時間	実施予定日	担当講師	備考
キャンプの特性	2			
キャンプの対象	3			
キャンプの指導	3			
キャンプの安全	2			

2. 実技編 (10時間)

科目内容	時間	実施予定日	担当講師	備考
1. キャンプの安全 ・ファーストエイドの実際 ・フィールド調査 (現地踏査) ・危険予知とその対処	1			
2. キャンプの生活技術 ・テント設営 ・野外炊事 ・工具及び道具使用法 ・ロープワーク ・天気予報、観天望気	4			
3. さまざまなアクティビティー 野外ゲーム キャンプソング キャンプファイアー 登山 ハイキング キャンプクラフト 星座観察 自然観察 野鳥観察 冒険プログラム ニュースポーツ 創作芸術活動 雪上活動 地域研究 水辺活動 オリエンテーリング サイクリング ウォークラリー 採集活動 ナイトプログラム イニシアティブゲーム 各種パッケージドプログラム	5			

*開催要項・シラバス等も添付してください。

課程認定内容変更申請書

年 月 日

公益社団法人日本キャンプ協会
会 長 殿

課程認定団体番号

課程認定団体名
団 体 所 在 地
事務担当責任者

印

課程認定内容について、下記のとおり変更を申請します。

(あてはまる□部分にチェックを入れてください)

- キャンプインストラクター養成カリキュラム実施計画書の変更
※書ききれない場合は様式2をご使用ください。
- 養成担当講師の変更
- 団体名称もしくは所在地の変更

<変更前>

<変更後>

登録用紙・認定証・試験問題 請求用紙

送信日 年 月 日

課程認定番号	
課程認定団体名	
担当部課名 担当者名	
連絡先	〒 電話： FAX：
送付希望内容	登録用紙 部 認定証 部 試験問題 部 下記の <u>どちらか</u> を選択してください (①□ ・ ②□)
送付先	※上記団体・担当者宛以外の場合は、施設名、気付部課名、担当者名などを 詳しく記入ください。(連絡先と同じ場合は未記入で結構です) 〒 TEL
送付期限	年 月 日 までに
連絡事項	

キャンペーンストラクター養成実施報告書

公益社団法人日本キャンプ協会の規定に従って、キャンペーンストラクター養成を行いましたので、下記のとおり報告します。

報告書提出日	年 月 日	
課程認定団体番号		
課程認定団体名		
実施団体名		
事務担当者氏名	印	
	電話	FAX
担当講師氏名 (指導者資格番号)	(D1-)	(D1-)
	(D1-)	(D1-)
	(D1-)	(D1-)
養成実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
資格認定日	(西暦) 年 月 日	
合格者数	名	

※「次年度扱い」の登録申請の場合は、「資格認定日」を必ず「翌年の4月1日」としてください。

合格者名簿

1	6	11
2	7	12
3	8	13
4	9	14
5	10	15

(名簿等の別紙添付も可)

＜※提出書類確認：「キャンペーンストラクター養成実施報告書」（本様式）以外の書類＞

- 「登録諸経費内訳書」（様式6）
 - 登録諸経費納入済の振替用紙コピー（様式6に貼付）
 - 「キャンペーンストラクター登録用紙」（1・2枚目）（受講No.=合格者名簿番号の記入、認定日の記入）
 - 実施カリキュラム資料（理論・実技）
- （キャンプ実習時の参加者用しおりやキャンプ実習報告書を、参考資料として添付してください。）

登録諸経費内訳書

年 月 日作成

課程認定番号	
課程認定団体名	
事務担当者氏名	印

①登録諸経費の総額	15,000円 × 人 = 円
-----------	-----------------

②課程認定団体収納金	2,000円 × 人 = 円
------------	----------------

日本キャンプ協会への送金額 (① - ②)	
13,000円 ×	人 = 円

◆振込先 【郵便振替口座】 00190-3-34031
加入者名 公益社団法人日本キャンプ協会

※他金融機関から振り込む場合
ゆうちょ銀行 〇一九 (ゼロイチキュウ) 店
当座預金 0034031

【銀行口座】 三菱UFJ銀行 渋谷中央支店 普通預金 No.0030235
口座名義 シヤ) ニホンキャンプキョウカイ

どちらかに を入れてください。

- 郵便振替口座へ振込み
 銀行口座へ振込み

振込日 年 月 日

振込人名義 _____

※課程認定団体名と異なる場合はご記入ください。

2019年度 養成実施計画書

(兼 課程認定団体更新申請書 継続団体用)

年 月 日記入

課程認定団体番号	
課程認定団体名	
事務担当責任者 (フリガナ)	部署名等
連絡先	電話 FAX
	E-mail

2019年度のキャンペーンインストラクター養成（予定）について

1. 養成の実施予定	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (理由:)
2. 担当講師の変更・追加	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 追加あり (※変更・追加のある場合→変更申請書の提出予定 月頃)
3. 事務担当責任者の変更	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 上記の担当者に変更
4. テキストの発注予定	冊 (年 月頃の発注予定)
5. 登録用紙等の請求予定	枚 (年 月頃の発注予定)
6. 養成プログラムの 実施予定期間 (講義開始から試験終了まで)	① 年 月 ~ 年 月 ② 年 月 ~ 年 月
7. 養成実施報告書の提出 (登録申請時期)	① 年 月 (当該年度 ・ 次年度) 扱い ② 年 月 (当該年度 ・ 次年度) 扱い
8. 登録者数の予定 (インストラクター)	合計 人程度
通信欄 (問い合わせ事項があればお書きください)	

2016年5月27日(金)までに、FAX(03-3469-0504)、Eメールまたは郵送でお送りください。

※ 2週間前までにご注文ください

テキスト「キャンプ指導者入門」注文用紙

送信日 年 月 日

<氏名・団体名>	
<担当部課名・氏名>	
<住所・連絡先> 〒	
電 話 F A X	
<注文数>	冊
<送付先住所> *施設名、気付、部課名、担当者名など詳細に記入してください。 (上記の連絡先と同じ場合は未記入で結構です) 〒	
電 話 ()	
<請求書宛名・送付先> *上記の「氏名・団体名」と異なる場合に記入してください。 〒	
<備 考>	

公益社団法人 日本キャンプ協会 公認指導者養成課程認定団体のための審査基準

1. 課程認定団体の審査について

公益社団法人日本キャンプ協会（以下「日本キャンプ協会」という。）の公2（指導者養成）運営委員会は課程認定団体の申請等について審査し、可否を決定しその結果を理事会に報告する。

2. 課程認定団体について

日本キャンプ協会公認の指導者養成課程の認定を受けようとする団体は、以下に定める条件を整えなければならない。

①課程認定キャンプ協会（A団体）

- 1) 日本キャンプ協会に加盟する都道府県を代表するキャンプ協会。
- 2) 講座担当講師は、日本キャンプ協会公認キャンプディレクター1級の資格を有していること。
- 3) 講座担当講師5名以上及び事務担当者を置くこと。
- 4) 課程の認可事項に変更が生じたときは、直ちに変更手続きをすること。

②課程認定校（B団体）

- 1) 認定を受けようとする学校は、学校教育法に基づく大学又は短期大学、専修学校（専門課程又は一般課程）、各種学校であること。
- 2) 講座担当講師は、日本キャンプ協会公認キャンプディレクター1級の資格を有していること。
- 3) 講座担当講師1名以上及び事務担当者を置くこと。
- 4) 課程の認可事項に変更が生じたときは、直ちに変更手続きをすること。
- 5) 日本キャンプ協会の団体会員であること。

③一般課程認定団体（C団体）

- 1) 認定を受けようとする事業体・団体等は、キャンプ関連事業を展開していること。
- 2) 講座担当講師は、日本キャンプ協会公認キャンプディレクター1級の資格を有していること。
- 3) 講座担当講師1名以上及び事務担当者を置くこと。
- 4) 課程の認可事項に変更が生じたときは、直ちに変更手続きをすること。
- 5) 日本キャンプ協会の団体会員であること。

3. 課程認定に関する教科カリキュラム及び費用等については別途定める。

4. この基準の改定は日本キャンプ協会公2（指導者養成）運営委員会の審議を経て行うことができる。

2012年4月1日制定
2017年1月27日改訂

公益社団法人 日本キャンプ協会 指導者資格認定規程

第1章 総 則

- 第1条 この規程は、公益社団法人日本キャンプ協会（以下「日本キャンプ協会」という。）定款第2章第4条に定める指導者の資格を認定することを目的とする。
- 第2条 この規程でいう資格認定とは、指導者の資格認定条件、認定過程、および申請の手続き、登録、更新までを総称する。
- 第3条 この規程で認定する日本キャンプ協会公認指導者は、次の3種とする。
- (1) キャンプインストラクター
 - (2) キャンプディレクター2級
 - (3) キャンプディレクター1級

第2章 資格認定の条件

- 第4条 指導者は日本キャンプ協会の会員でなければならない。
- 第5条 キャンプインストラクターは、次の各項に該当するものとする。
- (1) 18歳以上で、指導者にふさわしい知識と資質を有すること。
 - (2) キャンプにおいて、小集団の生活を指導する基礎的な理論と技術を身につけていること。
 - (3) 日本キャンプ協会所定のキャンプインストラクター養成課程を修了し、所定の試験に合格していること。
- 第6条 キャンプディレクター2級は、次の各項に該当するものとする。
- (1) キャンプインストラクター資格を取得後、会員としての義務を果たし、指導者にふさわしい知識と資質を有すること。もしくは、日本キャンプ協会がキャンプインストラクター資格相当の知識と技能を有すると認め、指導者にふさわしい資質を有すること。
 - (2) キャンプのプログラム及びマネジメントに関する理論と技術を身につけていること。
 - (3) 日本キャンプ協会の定めるキャンプディレクター2級養成課程を修了し、所定の試験に合格していること。
- 第7条 キャンプディレクター1級は、次の各項に該当するものとする。
- (1) キャンプディレクター2級資格を取得後、会員としての義務を果たし、指導者としてふさわしい知識と資質を有すること。もしくは、日本キャンプ協会がキャンプディレクター2級資格相当の知識と技能を有すると認め、指導者としてふさわしい資質を有すること。
 - (2) キャンプを総合的に企画運営、管理する理論と技術を身につけていること。
 - (3) 日本キャンプ協会の定めるキャンプディレクター1級養成課程を修了し、所定の試験に合格していること。

第3章 資格認定

- 第8条 キャンプインストラクターの認定は、次のように行う。
- (1) 日本キャンプ協会または日本キャンプ協会が定めるキャンプインストラクター養成課程の実施条件を満たすと認める団体（課程認定団体）が、キャンプインストラクター資格を認定する。
 - (2) 日本キャンプ協会または課程認定団体は、キャンプインストラクター資格を取得しようとする者に対し資格認定の審査を実施する。
 - (3) キャンプインストラクター資格認定の審査に合格した者は申請書類に必要経費を添え、日本キャンプ協会に提出する。
- 第9条 キャンプディレクター2級の認定は、次のように行う
- (1) 日本キャンプ協会または日本キャンプ協会が定めるキャンプディレクター2級養成課程の実施条件を満たすと認める団体（課程認定団体）が、キャンプディレクター2級資格を認定する。
 - (2) 日本キャンプ協会または課程認定団体は、キャンプディレクター2級資格を取得しようとする者に対し資格認定の審査を実施する。
 - (3) キャンプディレクター2級資格認定の審査に合格した者は申請書類に必要経費を添え、日本キャンプ協会に提出する。

- 第10条 キャンプディレクター1級の認定は、次のように行う。
- (1) 日本キャンプ協会が、キャンプディレクター1級資格を認定する。
 - (2) 日本キャンプ協会は、キャンプディレクター1級資格を取得しようとする者に対し資格認定の審査を実施する。
 - (3) キャンプディレクター1級資格認定の審査に合格した者は申請書類に必要経費を添え、日本キャンプ協会に提出する。

第4章 資格の登録および更新

- 第11条 各指導者に認定された者は、日本キャンプ協会公認キャンプインストラクター、キャンプディレクター2級、キャンプディレクター1級として、日本キャンプ協会に登録される。
- 第12条 登録された資格は、1年ごとに更新しなければならない。
- 第13条 登録更新の手続きは、以下の会費及び資格更新料の納入をもって行われる。
- | | |
|---|--------|
| (1) 会費 | 3,000円 |
| (2) 更新料 | |
| キャンプインストラクター | 1,000円 |
| キャンプディレクター2級 | 2,000円 |
| キャンプディレクター1級 | 3,000円 |
| (3) 都道府県キャンプ協会会費 (協会によって2,000円もしくは3,000円) | |
- 第14条 日本キャンプ協会は、指導者が定款第8条に該当するとき、公認を取り消すことが出来る。

第5章 附 則

- 第15条 この規程の改定は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、2013年3月9日から施行する。
この変更規則は、2015年3月15日から施行する。

公益社団法人 日本キャンプ協会 会員規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本キャンプ協会（以下「本会」という。）定款に定めるもののほか、会員に関し必要な事項を定めるものである。

(正 会 員)

第 2 条 本会の目的に賛同する個人の普通会員で総会によって承認された者は、正会員となることが出来る。
2 第1項第1号の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(普通会員)

第 3 条 本会の目的に賛同する個人または団体は、会長の承認を得て普通会員となることが出来る。

(賛助会員)

第 4 条 本会の事業を賛助する個人または団体は、会長の承認を得て賛助会員となることが出来る。

(名誉会員)

第 5 条 本会に功労のあった者で総会の議決をもって推薦された者は、会長の承認を得て名誉会員となることが出来る。

(入 会)

第 6 条 会員として入会しようとする個人又は団体は所定の入会申込書を提出しなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 正会員及び普通会員、若しくは賛助会員は、本会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、入会した時及び毎年、総会で決定された額を支払う義務を負う。但し、総会で承認された正会員（個人の普通会員）は正会員の額を支払うこととする。
2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

(入 会 金)

第 8 条 定款第7条に定める入会金は、以下のとおりとする。

(1) 正 会 員	5,000円		
(2) 普通会員	5,000円	普通会員（団体）	10,000円
(3) 賛助会員	10,000円		
(4) 名誉会員	免除		

(年 会 費)

第 9 条 定款第7条に定める年会費は、以下のとおりとする。

(1) 正 会 員	3,000円		
(2) 普通会員	3,000円	普通会員（団体）	10,000円
(3) 賛助会員	30,000円（1口）		
(4) 名誉会員	免除		

(会員の権利)

第10条 会員はキャンプを普及する喜びを享受するほか、次の各号に定める権利を有する。

- (1) 本会主催の事業への参加
- (2) 資質向上を図るための講習会、研修会等への参加
- (3) 地域における交流事業及び国際交流事業への参加
- (4) 機関紙の收受
- (5) 各種情報及び資料の提供

(会費の納入)

第11条 第8条の入会金及び第9条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用し、50%以下を法人の管理運営のために使用する。

(会員の資格喪失)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (4) 正当な理由なく会費を当該年度終了後においても1年以内に納入しない場合であつて、かつ、催促に応じないとき
- (5) 除名されたとき

(退 会)

第13条 会員は、いつでも退会届を本会に提出することにより、任意に退会することができる。

- 2 前項の場合、既納の入会金、会費は、いかなる理由があつてもこれを返還しない。

(正会員の除名)

第14条 正会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、社員総数の3分の2以上の議決に基づき、当該正会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款、規則又は総会の決議に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に違反したとき
 - (3) 正会員としての重要な義務を履行しないとき
 - (4) その他正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、会長は当該正会員に対し、除名の決議を行う総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、総会において弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 会長は、前項の規定により除名が決議されたときは、当該正会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(普通会員、賛助会員、名誉会員の除名)

第15条 普通会員、賛助会員又は、名誉会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、過半数の決議に基づき、当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款、規則又は総会の決議に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に違反したとき
- (3) 会員としての重要な義務を履行しないとき
- (4) その他正当な事由があるとき

(細 則)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(改 廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益社団法人日本キャンプ協会の設立の登記の日から施行する。

この規程は、2018年6月9日から施行する。

ビジョン2020「アウトリーチー 社会の隅々までキャンプを届けよう」

1861年にフレデリック・ウイリアム・ガンが北米コネティカット州で始めた組織キャンプは、今年で151周年を迎えることとなりました。また、日本にキャンプがやってきてから90年の時間が流れました。


キャンプは自然の中で生まれ、そこで展開されるさまざまな活動がキャンパーにさまざまなインパクトをもたらし、一生ものの体験として一人ひとりのキャンパーの成長を支えてきました。このキャンプを導く人々の集まりとして発足したのが「日本キャンプ協会」であり、今から46年前、1966年に設立されました。

日本キャンプ協会は、つねにその時代に必要とされるキャンプを追求しながら「Camping for All（すべての人々にキャンプを）」の願いのもとにキャンプの普及活動を行ってきました。

設立50周年を迎えた日本キャンプ協会は「アウトリーチー 社会の隅々までキャンプを届けよう」というビジョンをかかげ、これからもキャンプの力（つながる力、たのしむ力、たちむかう力）を社会に届けていきます。

<日本キャンプ協会の沿革>

- 1965 キャンプ研究懇談会発足
- 1966 日本キャンプ協会設立
- 1967 第1回全国キャンプ指導者養成講習会
- 1971 第1回学校キャンプ指導者養成講習会
- 1972 第1回全国野外活動施設運営・管理に関する研究協議会
- 1974 事務局を現地に設置
- 1975 キャンプ指導者資格検定制度開始 第1回キャンプアカデミー
- 1978 「CAMPING」創刊
- 1979 キャンプ場認定事業開始
- 1981 「キャンプ指導のてびき」発刊 障害者の野外活動研究会
- 1982 第1回幼児キャンプ指導者養成講習会
- 1987 国際キャンプ連盟加盟
- 1990 社団法人として認可
- 1991 第1回全国キャンプ大会
- 1992 第1回高齢者キャンプ指導者講習会
- 1994 優良キャンプ場基準制定
- 1995 第1回全国シニアキャンプ大会 キャンプソングコンテスト
- 1997 第1回日本キャンプ会議
- 1998 文部大臣事業認定キャンプディレクター資格制度開始
- 1999 第1回全国痴呆性老人キャンプ大会
- 2000 第5回国際キャンプ会議(東京)
- 2001 第1回キャンプ場ミーティング キャンプインフォメーションセンター開設
- 2003 第1回自然体験活動青年ミーティング
- 2004 アジアキャンプ連盟設立
- 2005 キャンプ安全標語の公募
- 2006 新指導者養成制度開始
- 2007 静岡県立朝霧野外活動センター運営受託（現在継続中）
- 2008 文部科学省委託事業 青少年体験活動総合プラン指導者養成講習会開始
- 2011 日本キャンプ協会創立45周年
- 2012 公益社団法人として認定
- 2016 協会設立50周年 第6回アジアオセアニアキャンプ大会（東京）

 **アウトリーチ**

社会の隅々までキャンプを届けよう  **NCAJ**
National Camping Association of Japan

公益社団法人日本キャンプ協会 ビジョン2020



公益社団法人日本キャンプ協会

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町 3-1 国立オリンピック記念青少年総合センター内

電話 03-3469-0217

FAX 03-3469-0504

E-mail: ncaj@camping.or.jp

<http://www.camping.or.jp>